

中学校第2学年社会科（歴史的分野）学習指導案

令和 年 月 日（ ）第 校時

2年 組 人

〇〇市町村立〇〇中学校

指導者 教諭 〇〇〇〇〇

1 単元名（中学社会 歴史 未来をひらく 教育出版）

幕藩体制の確立と「鎖国」

2 単元の目標

- (1) 江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解する。 【知識及び技能】
- (2) 統一政権の諸政策の目的に着目して、事象を相互に関連付けるなどして、江戸幕府の成立と対外関係について、近世の社会の変化を多面的・多角的に考察し、表現する。 【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 江戸幕府の成立と対外関係について、そこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする。 【学びに向かう力、人間性等】

3 単元の指導計画（7時間）

○ 江戸幕府の支配は、なぜ、約260年もの間続いたのだろうか。（小単元を貫く学習課題）

主 題	時	学習課題	主な学習活動
8 太平の世の土台づくり ▶江戸幕府の成立と幕藩体制	1	○ 江戸幕府は、どのように全国を支配したのだろうか。	○ 資料「江戸図屏風」から、巨大な天守閣等をもつ江戸城から幕府の強さを読み取り、学習課題へとつなげる。 ○ 「主な大名の配置」などの資料から大名統制について話し合い発表する。
9 日本町から出島へ ▶キリスト教の禁教と海外との行き来の禁止	1	○ 江戸幕府が外交政策を転換したのは、なぜだろうか。	○ 江戸時代の対外政策の転換点をつかむ。 ○ 江戸幕府が、日本人の海外との交流を制限した理由を確かめる。 ○ 江戸幕府は、なぜ貿易相手を中国の商人とオランダに制限したか説明する。
10 海外に開かれた窓口 ▶江戸時代の国際関係	1	○ 「鎖国」のもとで、日本は世界とどのように結びついていたのだろうか。	○ 「鎖国」のもとで、窓口となっていたのはどこか確かめる。 ○ 中国・オランダ・朝鮮と日本のそれぞれの関係について、どのような共通点と相違点があるか説明する。
11 琉球・蝦夷地を通じた国際関係 ▶琉球王国とアイヌの人たちへの支配	1	○ 琉球王国と薩摩藩、アイヌの人たちと松前藩の関係は、どのようなものだったのだろうか。	○ 琉球王国やアイヌの人たちは、日本や周りの国とどのように関わっていたか確かめる。 ○ 前時の学習を振り返り、江戸時代の日本が、世界とどのように結びついていたか説明する。

5 身分ごとに異なる暮らし ▶江戸時代の身分制度	1 (5/7)	○ 身分制の世の中で、人々はどうのような暮らしをしていたのだろうか。	○ 本文と資料を基に、武士・百姓・町人の特徴を読み取り、まとめる。 ○ 町と村の仕組と身分がどのように関係しているのかを調べ、発表する。 ○ 被差別身分の人々の生活について調べ、差別が続いた理由を考え、発表する。 ○ 身分制は、幕府が人々を支配するうえで、どのような役割を果たしたか説明する。
	1 (6/7) 本時	○ 身分制が確立する中で、被差別身分の人々はどうのように生きていたのだろうか。	○ 被差別身分の人々はどうのような仕事を担い、どのような差別を受けていたかについて調べる。 ○ 資料を基に、差別の不合理性について考え、厳しい差別の中でも様々な仕事を担いながら社会を支え生き抜いた人々の思いについて話し合う。 ○ 自分たちが生活する学級や学校では、どうありたいかを考える。
○ 単元の学習を振り返り、まとめよう	1	○ 江戸幕府の支配は、なぜ、約260年もの間続いたのだろうか。	○ 江戸幕府の支配が長く続いた要因を、「大名・朝廷・寺社の統制」「対外政策」「身分制度」の視点からまとめる。 ○ 江戸時代の社会の様子と現在の社会を比較しながら、そこにはどのような課題があるか考え、話し合う。 ○ まとめた内容を発表し合い、最終的な自分の意見をまとめる。

授業づくりに当たって

江戸時代の身分制とそれぞれの生活の様子、百姓や町人などとは別に、差別された身分の人々がいたことなどについて理解するための活動を通して、全国を長く支配することができた要因を考察し、表現する。

本単元について、小学校では、身分による暮らしの違いについて、身分ごとの人口の割合や身分間の関係性にも着目して、武士が支配し民衆が幕藩体制を支える構図となっていたことを学習している。さらに、人権教育の観点から、通常の単元に1時間を追加するなどして、被差別身分とされた人々に対して不合理な差別が強められたことや不合理な差別の中で、社会を支える生産や労働を行い、たくましく生きた人々の生き方を自分に重ねて、これからの生き方につなげる学習をさせている。

そこで、授業づくりに当たっては、江戸幕府や藩が行った被差別身分の人々に対する様々な制限や規制が、被差別身分の人々への差別意識を強める働きをしたことを理解できるようにする。そのような中で、被差別身分の人々が、不合理な差別を受けながらも人々の生活を支える様々な仕事を担い、差別の中を生き抜いた生き方を考える学習にする。その際、中世に活躍した「河原者」と呼ばれる人々が担った役割や当時の人々の考え方について振り返る学習を取り入れる。

また、中学校では、教科書に被差別身分を表す、「えた身分」、「ひにん身分」という用語が記述されている。この用語は長い間、人を蔑む言葉として使用されてきた歴史がある。このことを踏まえ、部落差別をなくすために教科書に掲載に踏み切った、被差別当事者の教育にかける思いを授業者自身が受け止めて、授業を行うことが重要である。なお、本時以降、被差別身分呼称が教科書に記載されていることから、生徒が正しい認識を得られるよう、丁寧に説明を加えていくことが重要である。

(令和6年度版人権教育研修資料 なくそう差別 築こう明るい社会～様々な人権課題～p.10を参照)

5 中学校学習指導要領解説社会編の位置付け

第2章 社会科の目標及び内容

第2節 2 歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い

B 近世までの日本とアジア

(3) 近世の日本

ここでは、16世紀から19世紀前半までの歴史を扱い、我が国の近世の特色を、世界の動きとの関連を踏まえて課題を追究したり解決したりする活動を通して学習することをねらいとしている。

この時期の我が国は、織田・豊臣の統一事業及び江戸幕府による諸政策を通して生まれた安定した社会が、その後長く続いた。外国との関わりでは、ヨーロッパ文化の伝来や東南アジア各地への日本人の渡航など対外関係が活発な時期から、外国との交渉が限定された時期へと移っていった。その中で産業や交通が著しく発達し、町人文化や各地方の生活文化が形成されるとともに、社会の変動の中で幕府の政治が行き詰まっていった。

ア 次のような知識を身に付けること

(イ) 江戸幕府の成立と対外関係

江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外政策と対外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解すること。

(内容の取扱い)

(3)のアの(イ)の「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。「幕府と藩による支配」については、その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたことなどに気付かせること。

6 部落問題学習における学びの視点

【令和5年度版人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」(P.12~13)から】

視点① 人々の生活を支え、文化の創造・継承に努めてきたことに気付く。

視点② 厳しく差別されてきた身分の人々への差別の不合理さについて考える。

視点③ 厳しく差別されてきた身分の人々が不合理な差別の中をどのような思いで生きてきたかを理解する。

※ 学びの視点については、一つの視点を重点的に扱う方法や、教育課程の時間配分によっては複数の視点で授業を構成する方法等、生徒の実態等に応じて工夫する。

7 前時(5/7)

(1) 目標

- 江戸幕府がどのように人々を支配していたかを理解する。【知識及び技能】
- 百姓や町人とは別に、差別された身分の人々がいたことについて理解する。【知識及び技能】
- 江戸幕府による人々の支配の方法について、身分による区分や役割を明確にしたことに着目して考察する。【思考力、判断力、表現力等】

実際

学習過程	主な学習活動	時間(分)	◆指導上の留意点・学習資料
導入	1 資料「江戸の町のにぎわい」を基に話し合い、学習課題を設定する。 身分制の世の中で、人々はどのような暮らしをしていたのだろうか。	5	◆ 江戸の町の様子を街並みに着目して読み取り、通りには、様々な服装の人々が性別を問わずいるが、百姓の身分がないことに気付くことができるようにする。
展	2 本文から、武士、町人、百姓のそれぞれの身分について理解を深める。	15	◆ 武士の特権や百姓を支配するための五人組などの制度についても確認す

	<p>は許せない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人々が住む場所や職業を選ぶことができないことはおかしい。 差別を受けながらも、自分の仕事に誇りをもち、一生懸命生きてきたことはすごいことだと思う。 不合理な差別の中を、自分たちの技術を磨き続けた太鼓職人は、すごいと思う。 厳しく差別されていた人々が高い技術をもって人々の生活を支えていた。 差別された人々を見ながら、差別を許さなかった人々はいなかったのだろうか。 		<ul style="list-style-type: none"> 学習資料③「誇りをもって生きる」 <p>◆ この差別がこの後多くの人々を苦しめ、江戸時代が終わった後も様々な差別に反対する運動が起き、現在も続いていることを補足する。</p> <p>※ 部落問題学習については、本時以降も、「江戸時代の文化（解体新書）」「渋染一揆」「全国水平社」等の単元で学習していくため丁寧に押さえていきたい。</p>
終末	<p>4 本時の学習についてまとめる。</p> <p>不合理な差別の中、様々な仕事や役割で社会を支えた。</p> <p>5 自分の生活と重ねて意見や感想を交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分が被差別身分におかれたら、自分は差別に負けていたかもしれない。 同じ時代を生きていたら、自分も同じ行動をとっていたかもしれない。 自分も差別するかもしれないと意識して、様々なことを学んでいきたい。 現在は、法整備等により、人々の権利を守る仕組みが整えられているが、未だに差別はなくなっていない。 誰もが、安心して過ごせる学級・学校について考えていきたい。 	5	<p>◆ 板書の中で、ポイントとなる言葉を確認しながら、学習をまとめる。</p> <p>◆ 生徒の気付きや感想を基に本時のまとめを個々で行い、全体で交流するなど、より自分事となる学びにつながるよう工夫する。</p> <p>5</p> <p>◆ 学習を振り返り、自分には差別心はないか、自分たちの学級や学校の間関係はどうありたいかについても考えさせるようにする。</p> <p>◆ 江戸時代の様子と比べ、現在の社会はどうかを問いながら、自分たちの身近なところに差別はないかを考えられるようにする。</p> <p>◆ 次時の課題を話し合う活動につながるようにする。</p>

【授業に当たっての留意点】

- 部落差別（同和問題）の歴史と授業のポイントについて
令和5年度版人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会～同和問題基礎資料～」（p.17～24）を参照する。
 - 被差別身分呼称（賤称語）の取り扱いについて
令和6年度版人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会～様々な人権課題～」（p.9～10）を参照する。被差別身分呼称について、この言葉を教科書に載せることで差別をなくせる子どもたちを育ててほしいという思いを丁寧に伝える。被差別身分呼称（賤称語）が教科書に掲載されている意味についての理解を深め、授業を展開するに当たっては、差別をなくすためにどうしたらよいかを考え合う授業になるよう留意する必要がある。学級や学年の実態に応じた柔軟な授業展開が求められる。
- なお、本時の学びを生かして、本時以降の部落差別（同和問題）の学習で大切にしたい内容についても確認し、これまでの学習と関連付けた授業を構成することが望まれる。
- （令和5年度版 人権教育研修資料 「なくそう差別 築こう明るい社会」p.17～24参照）

【江戸時代の新しい学問】

- 中世の時代のケガレ意識や、被差別身分の人々の知識や技術等を想起させる。
- 杉田玄白や前野良沢らがヨーロッパの解剖書「ターヘル・アナトミア」の正確さに驚き、「解体新書」を翻訳・出版するに当たって行われた解剖で、差別された人々の優れた技術や知恵が生かされたことを知る。また、「解体新書」の出版をきっかけに、オランダ語でヨーロッパの学問を学ぶ、蘭学が発達し始めたことから、差別された人々が関わった解剖が、新しい学問が広がるきっかけになっていったことを知る。(視点①)

【渋染一揆】

- 岡山藩が出した俵約令の差別的な内容から、被差別身分の人々が置かれた状況について確認する。(視点②)
- 被差別身分の人々が自分たちへの差別に対して、嘆願書で抗議運動を起こしたことについて、立ち上がる勇気や団結力、暴力によらない平和的解決の方法等にも焦点を当てる。(視点③)

【身分制度の廃止(改革) 解放令(賤称廃止令)】

- 新政府が身分制度に関する様々な政策を行ったが、差別を解消する具体的な政策ではなかったため、実際には、生活が苦しくなり、差別が根強く続いたことを押さえる。(視点②)
- このような状況に対して、「解放令」をよりどころにしながら、差別からの解放と生活の向上を求める運動が起こったことを押さえる。(視点③)

【社会運動の高まり 全国水平社】

- これまでの被差別身分の人々の置かれた差別の状況や生き方等を振り返りながら、社会運動の高まりとともに、差別からの解放を求めて、全国水平社を結成した人々の思いに焦点を当てる。(視点③)

【部落差別の撤廃(公民分野)】

- 水平社運動が差別をなくす運動として引き継がれ、「同和対策審議会答申」や同和対策事業等につながったことを理解する。また、今もなお差別が解消されていないことから、平成28年に「部落差別解消推進法」が制定されたことを知る。
- 「同和対策審議会答申」では、部落差別の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」とされたこと、「部落差別解消推進法」で「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める」と明記されていることから、私たち一人一人が、差別をなくす主体者であることを学ぶ。